

◎本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する修正案対照表
 ○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案（抄）
 （傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（不当な差別的言動に係る取組についての検討）</p> <p>2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。</p> <p>附 則</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>〔新設〕</p>